

経済産業委員会

平成23年12月14日（水）  
午前10時00分～午前10時57分  
議会第3会議室

【出席委員】池田正弘委員長、山田誠一郎副委員長、山下伸二委員、原口忠則委員、  
亀井雄治委員、堤正之委員、山口弘展委員、西村嘉宣委員、江頭弘美委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 池田経済部長 ほか、関係職員
- ・農林水産部 田中農林水産部長 ほか、関係職員
- ・農業委員会 杉山農業委員会事務局長 ほか、関係職員
- ・交通局 眞子交通局長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○池田委員長

それでは、ただいまより経済産業委員会を開会いたします。

初めに申し上げます。当委員会は会議録作成支援システムを使用しております。発言される方は、必ず挙手をして、委員長の指名を受けてからマイクのボタンを押してお話してください。なお、マイクは後押し優先になっております。マイクトラブル防止のため、発言終了後に再度ボタンを押さないようにしてください。

次に、本委員会の審査日程をお諮りいたします。お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される方は、審査終了までにお申し出いただきたいと思っております。

それでは、日程に基づき、付託議案等の審査を行いますので、関係のない職員の方は退室していただいて結構です。

それでは、第112号議案 平成23年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第112号議案 平成23年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第2号） 説明

○池田委員長

ただいま説明がありましたけれども、皆さんから御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑ないようですので、第112号議案の審査はこれで終わります。

(「委員長、委員会終了後ということで、一言御報告をさせていただいてもよろしいでしょうか」を呼ぶ者あり)

先日、バスの事故の件で報告がありましたけれども、その後の経過について報告をしたいということですので、よろしくをお願いします。

◎12月5日の市営バス事故について(追加報告) 説明

○池田委員長

それでは経済部に関する議案の審査を行います。初めに、第115号議案 佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例について審査を行います。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第115号議案 佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例 説明

○池田委員長

今の説明について皆様からの御質疑を受けたいと思います。何かございますか。

○山口委員

対象になる業種といたしますか、お話をいただいたんですけれども、例えばですけど、今度、久保泉第2工業団地に進出をいただいた望月工業とか、あとは佐賀電子というのもこの対象に入るのでしょうか。

○川副工業振興課長

これは過疎法によるということになります。佐賀市の場合は富士と三瀬、旧来からの旧富士町と旧三瀬村の区域だけが過疎地域ということで指定されておりますので、ここに係る製造業、コールセンター、旅館業ということで限定をされます。そのほかの地域におきましては、今までの工場等立地奨励条例の中の補助金で対応するということになります。以上です。

○池田委員長

ほかにもございますか。

○堤委員

全く無知なもので教えていただきたいんですが、今製造業とコールセンターと旅館業だということなんですが、これは法律の中でそういうふうの規定されているわけですか。それともこちらで決めるものですか。

○川副工業振興課長

これは国の省令の中に業種の位置づけがございまして、この3業種については固定資産税を免除することができるという規定が入っておりますので、それにならっております。

○堤委員

省令ですから、そうなんでしょうけれども、非常に偏っているというか、限定的なんですけど、幅というのはあんまりないんですね。何かよくわからないんですが。

○川副工業振興課長

そうですね。ここには、正式名称でいきますと過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置法が適用される場合等を定める省令ということで、これは自治省令平成12年3月の分でございますけど、やはりこの中に適用する事業、あるいは取得価格の限度額2,700万円と。そういった規定がございますので、確かにいろんな業種はあろうかと思えます。例えば運送業とか、そういったのもあろうかと思うんですけども、この中ではその3業種だけが指定されているということでございます。

○堤委員

もう1点聞きますが、これに具体的に該当するのが吉花亭だというふうにごの間聞きましたですね。アゴーラ・ホテルマネジメント佐賀というんですかね。もともと吉花亭はあったわけですから、そこを買収した形になるんですかね。そういった形でも新規の事業にみなされるわけでしょうか。そこら辺の対象になる、その枠の考え方というのをちょっと教えていただければ。

○川副工業振興課長

全く新しいところに建物が建つわけではございませんので、実は私たちもその分については今回該当になるだろうかということでちょっと検討してまいりました。そういった意味では、法人税を扱っている博多の税務署、それと事業税、不動産取得税を扱っている佐賀県の県税事務所にも問い合わせをしたり、協議を行ったりしております。そこの税務署の判断によりますと、中古物件であっても新設または増設に当たると。それと租税特別措置法の特別償却の適用を受けるという見解でございました。ということは、国ないし県についても過疎法の規定、いろいろございますので、それを適用することができるということでございましたので、佐賀市についても固定資産税の軽減措置を検討したところでございます。

○江頭委員

今、3年間免除と言われたんですけど、この限度、何年間というのは、これも法律で決められているんですか。それともこちらのほうで、例えば、佐賀市のほうで期限を切れるのか。

○川副工業振興課長

これは過疎法の中で決められております。

○池田委員長

ほかにございますか。——なければ次に移ります。次に第125号議案の審査を行います。説明をお願いします。

◎第125号議案 TOJIN茶屋の指定管理者の指定について 説明

○池田委員長

以上の説明について、皆様から御質疑を受けたいと思います。

○堤委員

僕はいいところがとってくれたなと思っているんですけど、TOJIN茶屋、もともと設置したときから思うんですけど、例えば、この資料2のTOJIN茶屋の設置目的の達成と

いうところがあるんですが、ここの設置目的というのは何なんでしょうかね。もう1回明快に教えていただきたいんですが。

○坂井商業振興課長

設置目的につきましては、公の施設でございますもんですから、条例にその目的を書いてございまして、市民の憩いの場、交流の場及び活動等の場となる空間を提供し、もって中心市街地の活性化に資するため、本市に活性化施設を設置するというふうに定めておりまして、いわゆる中心市街地の活性化のためにここに多くの方がお越しいただく、くつろいでいただくというような目的のために設置した施設でございます。

○堤委員

今の目的に従って、この「福祉のあるやさしいまちづくり共同事業体」というのは具体的にどんな事業をされるんでしょうか、お教えてください。

○坂井商業振興課長

ここの事業体につきましては、まずやっていただくことは、やっぱりここの施設を適正に管理をいただくこと。2階がフリースペース、3階がワークスペース。2階が要は自由な貸し館みたいな感じになっています。3階がいわゆる簡単なNPO法人とかの事務所が今使われている現状でございます。そういうふうな館の貸し借りであるとかということをやっていただく。

それと1階にトイレを置いております。まちなかを歩いているときにやはりトイレが意外とないもんですから、だれでも使える自由なとか、きれいなトイレがないもんですから、そのトイレをきれいに管理していただく。

それと、やはりここの施設を多くの方に知っていただく。ここの施設で多くの方に来ていただくというようなことを主に指定管理者には求めたいというふうには考えております。

○堤委員

いや、だからですよ、この福祉のあるやさしいまちづくりですか、ここはどういうことをされるんですかね。そして、それをどういうふうに市は評価したのかを教えてくださいなんです。

(「どういう団体かということですか」と呼ぶ者あり)

いえいえ、具体的にどんな事業をされると言っているから、「福祉のある」とちゃんと明確に書いてあるので、そこで何か福祉の事業をされるのかですね。単なるネーミングじゃないと思うんですよね。だって、ここはたすけあい佐賀さんそのものはそういったことをされているし、土橋のわきでも実際しよんさっけんが、あそこの出張所みたいな形になるのかな。それとも、まさかそんなことはないと思うんだけど、何をされるのかなというのがちょっと知りたいんです。

○坂井商業振興課長

先ほど申しました館のいわゆる管理はしていただくとともに、やはり多くの方がここに来

ていただきたいという思いがございますもんですから、その集客活動をしていただきたいと思っています。具体的な提案の内容といたしましては年30回以上のイベントを計画されているという提案でございます、例えば月1回、音楽講座等をやるとか、あるいは青空市場をやるとか、あるいはCSOの研修会などをやるとか、そういうふうなことを集客の手段としてやっていきたいという提案でございました。

それとやはり、このことを多くの方に知っていただく、この施設の存在を知っていただくということが非常に重要なことだと思いますもんですから、それに関しましてはパンフレットをつくったりとか、あるいはいろいろな団体に呼びかけをすとか、あるいはフェイスブックとか、いわゆるITを使ってこの存在を知っていただくというような広報活動をやっていくというような提案でございます。

#### ○堤委員

「福祉のあるやさしいまちづくり」と書いてある、これは単なる名前、団体の名前なんですか。それとも実際に福祉に関するようなことをされるんですか。ちょっと今聞いていると、こんなのいいだろうと思いますから、集客するために、広く市民に来ていただくためにはこういうことでいいだろうと思うんですよね。全くそのとおりなんです、団体の名前と、このやることが少し違いはせんかなと思うから、本当にそうなんですかというのを確認したいんですが。

#### ○坂井商業振興課長

障がい者関係の事業もこの構成団体の一つがやられていますもんですから、そういうふうな方も来ていただくという事業もされるというような提案もございましたけれども、やられていること全般が多くの方にきていただくということをやったり私どもは求めたいと思っておりますもんですから、そういう活動をされるというふうに判断いたしまして、指定管理者候補者として決定いたしました。名前とやることにつきましてはちょっとコメントを差し控えたいと思います。

#### ○堤委員

多分、この方たちが最も得意とするところは福祉なんですね。そういうところにやっぱりネットワークを持ってらっしゃるんです。ですから、どうしても市民の方も入っていいですよと言いつつもそういう傾向になると思うんです。それは決して悪いことじゃないけれども、そのバランスといいますかね、そこら辺はよくやっぱり、先ほどちょっとコメントを控えますとおっしゃったけど、だろうなということで推測でやってくれると思うからというんじゃないで、きちんと線を引かれたほうがいいと思いますよ。具体的にね。もちろんそういうところの要素を加味して構いませんと、そういう方も市民ですからね。

しかし、余り偏ってもらっては困りますよというあたりのくぎだけ——くぎという表現はいけないかもわかんないけど、そこら辺はきちんとこの設置目的に沿った事業をされることだけはしとかなないと、言葉を濁しておく、後でまたトラブルのもとだと思うんですね。

僕は前の管理者のときも本当に思いましたもん。どうしてやらせるんだらうかというのが本当にわかんないんですよ、いまだに。

どうも、前の管理者のときには市の考えとちょっと違ってたとかね、ああだこうだと後で随分もめたりもしましたし、それはやっぱり一番初めにあいまいにして、やってくれたらありがたいななんていうことじゃなくて、きっちりやってもらうからには、こういうことをきちんとルールを守ってねというところだけはしていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○坂井商業振興課長

おっしゃるとおりでございます、今度の共同事業体は全部で4つの団体の共同事業体でございます、1番が特定非営利活動法人たすけあい佐賀でございますけれども、あと唐人町の商店街組合も構成員でございます、あるいは市民活動を主体としておられます佐賀市民活動サポートセンターなんかですね、そういうふうなメンバーに入っておられますもんですから、やはり議員おっしゃられるように、幅広い方に来ていただくということが必要だというふうに私も考えておりますもんですから、そのことについては今も求めておりますし、これからも求めていきたいというふうに思っております。

○池田委員長

ほかにございますか。

○江頭委員

勉強会のときに、これは今回で3回目ですね。過去2回はCSO推進機構、ここは今回応募されたんですか。

○坂井商業振興課長

今までに過去2回、佐賀県CSO推進機構が指定管理者でございました。今回応募されたかどうかにつきましては審査結果を各個別に詳しく出しておりますもんですから、やはり、ここでその方が応募されたかどうかということも含めて公表すると、その方に対してちょっと不利益を与えるかと思っておりますもんですから……（発言する者あり）

○江頭委員

やはりこの審査基準でこういう結果が出たということは、今までやっていた指定管理者のところに問題があったから、こういう次の今回、福祉のあるやさしいまちづくり共同事業体がとったということなんですよ。やっぱりいい形で、常に指定管理者のこの制度というのは進化していかなくてはいけないというところで、今までどういうところに問題があったかというところはきちっと私たちに知らせるべきではないのかなと思うんですけどね。

○坂井商業振興課長

CSO推進機構は今の指定管理者でございますけれども、応募はございました。

○江頭委員

過去2回、これまでですよ、市民の、ここを利用する皆さん方からいろんなそういった意

見というのは、執行部のほうにいろんな声ですね、これまでのTOJIN茶屋に対する要望とか、そういうのはあったんですか。

○坂井商業振興課長

管理に当たっては、2つの側面があると思います。要は建物の管理、きれいに清掃しているとか、そういうような管理、あと運営の問題、そういう面があるかと思いますが、一番私どものほうであったのは、やはりここでの集客活動というか、PR活動、それがちょっと不足しているのではないかというふうな御意見はございました。

○江頭委員

今回の審査基準選定項目、3つ挙げられたんですが、これは今までの選定項目と全然変わらない項目なんですか。それともこれまでの過去の指定管理者制度のいろんな問題でまたつけ加えたものがあるのかですね。そして、審査項目の中身も結構細かになっているんですけど、これも今までと同じだったかどうか、その点。

○坂井商業振興課長

前回と変わりません。

○池田委員長

ほかにございますか。——ないですね。御質疑ないようですので、第125号議案の審査は終わりたいと思います。

次に第108号議案を審査いたします。議案の説明をお願いします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出第7款 説明

○池田委員長

今説明ございましたので、皆様からの御質疑を受けたいと思います。

○亀井委員

まず企業立地支援事業のほうですが、この土地売買代金取得の補助は市内業者の移転でも同じような条件ということですか。

○川副工業振興課長

これは市内、市外かかわらずでございます。ただ、この企業立地奨励補助と申しますのは、基本的には事業を拡大して新たな雇用を生んでいただくと、そういったところが基本になってまいります。

○山下伸二委員

同じところなんですけれども、これはそれぞれの望月工業と佐賀電子工業の区画の単価、それから売買額、それとそれぞれの会社への補助金の額、これを教えていただけますか。

○川副工業振興課長

この久保泉第2工業団地の用地売買につきましては従前から販売価格を設定しておりまして、どこの場所においても平米1万4,900円でございます。この両者につきましては、この面

積掛ける1万4,900円というのを掛けた金額になりまして、合わせて約1億400万円になります。この補助金につきましては売買価格の1割ということで指定しておりますので、この売買価格1億400万円の10%ということで1,040万7,000円を上げております。

○山下伸二委員

この11番の資料を見ますと、多分、区画Bを2分割にしてあるのかなと思うんですけども、ほかの区画のところでも、こういった売買が今後も可能性としてはできるということでしょうか。

○川副工業振興課長

そうでございます。実はこの5区画に分けておりますけれども、実際に字図上で分けているわけではございません。企業誘致するに当たりまして、ある程度の目安として、例えばCであればどのくらいの面積ですよ、Bであればどのくらいの面積ですよということを見て感じていただくために線を書いています。ですから、仮にC、D、E全部使いたいということであれば、その分の提供もできますし、また逆に今回そのB区画を二分しておりますけれども、E区画の上のほうを半分切りたいたいとかというようなことであれば、その企業さんの状況に応じて変えていきたいと思っております。

○池田委員長

ほかにご覧いただけますか。——ないですね。それでは、これで経済部に関する議案の審査を終了いたします。

続きまして、農林水産部に関する議案の審査に入ります。それでは第108号議案の説明をお願いいたします。

◎第108号議案 平成23年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出第6款、第11款第1項、第2条（第2表）第11款 説明

○池田委員長

それでは、皆さんのほうから御質疑ございますか。

○亀井委員

ちょっと基礎的なことで大変申しわけないけど、この寺井津漁港の浚渫の件で、浚渫した浮泥はどがんしよっとですかね。

○田原水産振興課長

浚渫した浮泥は漁場のほうに造成をいたしております。沖合のノリの漁場のほうに投入をしております。

○堤委員

この時期は、当然工事はないと先ほどお話があって繰り越しをするということですが、具体的にはいつごろ工事をやるものなんでしょうかね。

○田原水産振興課長

次の漁期ですね。次の漁期が毎年9月に始まりますので、直前といいますか、8月ごろに浚



滞を行いたいというふうに考えております。

○亀井委員

今のに関連して、来年の8月ごろということですか。——ということは、こんなに早う予算ば上げんばいかなのかな。その辺は何か県の補助金との関係で、今の時期に上げざるを得んということなんでしょうか。

○田原水産振興課長

今回、大規模浚渫ということで国庫補助でございますけれども、本来でありますと、浚渫事業は県単事業と大規模の国庫事業がございますけれども、できるだけ市としては負担が少ない国庫事業で、しかも事業量が大きい国庫事業で要望しております。

今回の諸富の寺井津漁港なんですけれども、昨年、22年度も国庫補助の申請をしていましたけれども、国の予算の都合上、少し見直しがありまして、できないということがありました。23年度も当初から国のほうに事業を要望していましたが、やはり予算の関係上、都合がつかなくなったということで、23年度は県単の事業でやっております。こうした中、国のほうから予算の少し残額が出たということで要望がありましたので、24年度に国庫事業で事業をやりたいということで、今回手を挙げて要望したところでございます。

○池田委員長

ほかにごございますか。——ないようですので、これで第108号議案の審査を終了いたします。職員の方は一たん退室をお願いします。

付託議案の審査が終了いたしましたけれども、現地視察の件はどういたしましょうか。ございますか。なしでいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で本日の経済産業委員会を終了したいと思います。